

平成19年3月

**秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録**

平成19年3月27日 開会

平成19年3月27日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

平成 19 年 3 月 27 日 (火曜日) 午後 1 時開議

- | | | |
|--------|-------------|---|
| 日程第 1 | 議長の選挙 | |
| 日程第 2 | 副議長の選挙 | |
| 日程第 3 | 議員提出議案第 1 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を制定する件 |
| 日程第 4 | 議員提出議案第 2 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を制定する件 |
| 日程第 5 | 議員提出議案第 3 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を指定する件 |
| 日程第 6 | 議席の指定 | |
| 日程第 7 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 8 | 会期の決定 | |
| 日程第 9 | 議会運営委員の選任 | |
| 日程第 10 | 同意案件第 1 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件 |
| 日程第 11 | 議案第 1 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか 10 件の条例を制定する専決処分について承認を求める件 |
| 日程第 12 | 議案第 2 号 | 公平委員会の事務を秋田県に委託する協議に関する専決処分について承認を求める件 |
| 日程第 13 | 議案第 3 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関を指定する専決処分について承認を求める件 |
| 日程第 14 | 議案第 4 号 | 秋田県市町村総合事務組合に加入する協議に関する専決処分について承認を求める件 |
| 日程第 15 | 議案第 5 号 | 平成 18 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分について承認を求める件 |
| 日程第 16 | 議案第 6 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例を制定する件 |
| 日程第 17 | 議案第 7 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続及び効果に関する条例を制定する件 |
| 日程第 18 | 議案第 8 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を制定する件 |
| 日程第 19 | 議案第 9 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する件 |
| 日程第 20 | 議案第 10 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例を制定する件 |
| 日程第 21 | 議案第 11 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合の財政報告書の作成及び公表に関する条例を制定する件 |
| 日程第 22 | 議案第 12 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を制定する件 |
| 日程第 23 | 議案第 13 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例を制定する件 |
| 日程第 24 | 議案第 14 号 | 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例を制定する件 |

- 日程第 2 5 議案第 1 5 号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を制定する件
日程第 2 6 議案第 1 6 号 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する件
日程第 2 7 議案第 1 7 号 平成 1 9 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
日程第 2 8 選挙管理委員及び同補充員の選挙
日程第 2 9 同意案件第 2 号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

議事日程第 1 号の 2

- 日程第 3 0 閉会中調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (2 0 名)

2 番	小 畑 元	3 番	佐 藤 一 誠
5 番	児 玉 一	6 番	柳 田 弘
8 番	佐 藤 亮 一	9 番	渡 邊 彦兵衛
1 1 番	松 田 知 己	1 2 番	佐々木 哲 男
1 3 番	赤 坂 光 一	1 4 番	藤 原 幸 作
1 5 番	橋 本 五 郎	1 6 番	吉 岡 興
1 7 番	佐 藤 峯 夫	1 8 番	加賀屋 千鶴子
1 9 番	小 林 俊 悦	2 0 番	田 代 孝 彦
2 1 番	阿 部 栄 悦	2 2 番	小 柳 勉
2 3 番	齋 藤 紀 男	2 4 番	佐 藤 安 治

欠席議員 (4 名)

1 番	五十嵐 忠 悦	4 番	鈴 木 俊 夫
7 番	川 口 博	1 0 番	黒 瀬 喜 多

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

広域連合長 佐 竹 敬 久 事務局長 最 上 徹

次 長 中 村 基
業務班長 仲 山 和 法

総務班長 松 山 徹

議会担当職員出席者

総 務 班 山 崎 兼 人
業 務 班 石 井 忍

総 務 班 佐 藤 由 紀 子
業 務 班 八 木 橋 大 生

午後 1 時 5 3 分 開会

事務局長（最上徹） 事務局長の最上です。

本臨時会は、秋田県後期高齢者医療広域連合設立後、初めて開かれる議会であります。

本広域連合は、地方自治法第 292 条の規定により、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、市に関する規定を準用することとなっております。

したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の中で、柳田議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

柳田議員、議長席へご着席願います。

【臨時議長 柳田弘議員 議長席に着く】

臨時議長（柳田弘） ただいま、紹介されました柳田であります。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の出席議員は、20 人でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより、平成 19 年 3 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

仮議席の指定

臨時議長（柳田弘） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

日程第 1 議長の選挙

臨時議長（柳田弘） 続きまして、日程第 1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思っておりますが、このことについてご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長（柳田弘） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定

いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長（柳田弘） ご異議なしと認めます。したがって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に、大仙市の橋本議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました橋本議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長（柳田弘） ご異議なしと認めます。したがって、橋本議員が秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました橋本議員が、議場におられますので、本席から地方自治法第118条第1項の規定による告知をいたします。

議長のあいさつ

臨時議長（柳田弘） 橋本議員は議長のごあいさつをお願いいたします。

【橋本五郎議長 登壇】

議長（橋本五郎） ただいま議長に選出されました大仙の橋本であります。このような議長という大役を皆様からご推挙いただきまして、ありがとうございます。皆様からのご指導、ご協力を賜りながら円滑なる議事運営に努めて参りたいと思っております。今後ともなお一層のご指導とご協力を賜りたいと思っております。簡単でありますけれども、選出されましたお礼のことばといたします。誠にありがとうございます。

臨時議長（柳田弘） これをもって、私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございます。

橋本議長、議長席にお着き願います。

【橋本五郎議員 議長席 着席】

日程第2 副議長の選挙

議長（橋本五郎） それでは、日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、羽後町の佐藤安治議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました佐藤安治議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、佐藤安治議員が、副議長に当選されました。ただいま、副議長に当選されました佐藤安治議員が、議場におりますので、本席から地方自治法第118条第1項の規定による告知をいたします。

副議長のあいさつ

議長（橋本五郎） 佐藤安治議員、副議長当選のごあいさつをお願いいたします。

【佐藤安治副議長 登壇】

副議長（佐藤安治） ただいま、副議長にご推薦をいただきました羽後町の佐藤であります。

大変光栄に存じます。今後は、議員の皆様のご指導をいただきながら、橋本議長さんを補佐し、議会の円滑な運営と後期高齢者医療制度の適切な運営のために頑張ることをお誓い申し上げ、副議長就任のあいさつといたします。本日は誠にありがとうございました。

日程第3 議員提出議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を制定する件及び

日程第4 議員提出議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を制定する件

議長（橋本五郎） 次に、日程第3、議員提出議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を制定する件及び日程第4、議員提出議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を制定する件を一括議題といたします。

田代議員、説明をお願いいたします。

【20番 田代孝彦議員 登壇】

20番（田代孝彦） 議員提出議案第1号及び第2号について、提案理由の説明をいたします。

はじめに議員提出議案第1号の秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を制定する件ですが、本規則につきましては地方自治法第292条の規定により準用する同法第120条の規定に基づき、議会では会議規則を設けなければならないとされております。

よって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の運営に関し会議規則を定めたいので提出するものであります。

次に議員提出議案第2号の秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を制定する件ですが、本条例につきましては、議会の運営を円滑に行うための議会運営委員会の設置及び重要案件の審議など議会の議決で必要に応じ設置する特別委員会の設置に関し必要な事項を定めたいので提出するものであります。

以上、議員提出議案第1号及び第2号の提案理由の説明といたします。

議長（橋本五郎） ただいまから、議員提出議案第1号及び議員提議長出議案第2号に対する質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。採決に入ります。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議員提出議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を指定する件

議長（橋本五郎） 次に、日程第5、議員提出議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を指定する件を議題といたします。

渡邊議員、説明をお願いいたします。

【9番 渡邊彦兵衛議員 登壇】

9番（渡邊彦兵衛） 議員提出議案第3号について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会の権限に属する軽易な事項については、広域連合長の専決処分に行うことができるとされております。

この規定に基づき、議会が広域連合長に委任する軽易な事項の指定について定めたいので提出するものであります。

以上、議員提出議案第3号の提案理由の説明といたします。

議長（橋本五郎） ただいまから、議員提出議案第3号に対する質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 質疑なしと認め、討論に入ります。討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認め、採決に入ります。

議員提出議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議席の指定

議長（橋本五郎） 次に、日程第6、議席の指定を行います。

ただいま決定されました会議規則第4条第1項の規定により、議長においてただいまの仮議席のとおり

指定いたします。

日程第7 会議録署名議員の指名

議長（橋本五郎） 次に、日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により小畑議員、阿部議員の2名を指名いたします。

日程第8 会期の決定

議長（橋本五郎） 次に、日程第8、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第9 議会運営委員の選任

議長（橋本五郎） 次に、日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条の規定により、児玉議員、松田議員、佐藤峯夫議員、齋藤議員、議長である私、橋本と副議長である佐藤安治議員の以上6名を指名いたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました以上の皆さんを議会運営委員に選任することに決定いたしました。

広域連合長の概要説明

議長（橋本五郎） ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので発言を許します。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

広域連合長（佐竹敬久） 去る2月1日の秋田県後期高齢者医療広域連合発足に伴う選挙において、初代広域連合長に選出されました佐竹でございます。今回が初めてとなります広域連合議会臨時会の開会に当たり、まずもって、本日、議席に着かれた議員各位に対しまして、心からのお喜びと、今後のご活躍をご期待申し上げます。

さて、超高齢化社会を展望した新たな医療制度を構築するために、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とする観点から、75歳以上の後期高齢者については、平成20年度に独

立した医療制度を創設することとなり、本年はその本格施行に向けた準備作業の最終段階として、非常に重要な年となっております。

この後期高齢者医療制度は、その運営主体としての広域連合を、全都道府県単位で立ち上げるという、過去に例のない制度であり、本県におきましても、限られた時間の中で、県や市町村など関係機関の協力を得ながらその準備に当たってまいりましたが、まだまだ課題が山積しております。

特にこれからは、大きく三段階の課題があると考えております。

一つ目は、広域連合は広域的事務を処理するため、独立した意志決定と執行機関を持つ、ひとつの地方公共団体であり、その地方公共団体としての組織や体制を整備することであります。

二つ目は、市町村と広域連合をネットワークで結ぶ電算処理システムを、制度施行までの限られた期間内に構築することであり、ここまでは、保険者として仕事をしていくうえでの、基盤整備となる準備作業であります。

三つ目は、まさに保険者としての本格的な業務として、被保険者に必要な医療給付や保健事業を行うとともに、安定的な保険財政運営を図るという、保険者機能の発揮が今後の大きな課題となっております。

このことから、議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会は、同意案件2件、議案17件、選挙管理委員及び同補充員の選挙について、ご審議いただくため、招集させていただきました。

その具体的な内容につきましては、この後、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議いただき、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第10 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件

議長（橋本五郎） 次に、日程第10、「同意案件第1号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。広域連合長の説明を求めます。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

広域連合長（佐竹敬久） 同意案件第1号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件を説明申し上げます。

本広域連合が平成19年2月1日に設立されたことに伴い、副広域連合長に齊藤滋宣氏および齋藤正寧氏を選任いたしたく、本広域連合規約の定めるところにより、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎） お諮りいたします。本件は人事のことでございますので、直ちに採決することとし、同意案件第1号に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、同意案件第1号は同意することに決定いたしました。

副広域連合長のあいさつ

議長（橋本五郎） ここで、副広域連合長の出席を求めるといたします。

【副広域連合長入場・着席】

議長（橋本五郎） 出席をいただきました副広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許します。順次、登壇願います。齊藤滋宣さん。

【齊藤滋宣副広域連合長 登壇】

副広域連合長（齊藤滋宣） ご発言の機会をいただきましてありがとうございます。

齊藤滋宣でございます。

只今、副広域連合長選任につきましてご同意賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり何分にも浅学非才、若輩者でございますけれども議員の皆様方のご指導とご鞭撻によりましてその任を果たしていきたいと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（橋本五郎） 齋藤正寧さん。

【齋藤正寧副広域連合長 登壇】

副広域連合長（齋藤正寧） 齋藤正寧です。只今、副連合長の選任に同意いただきましてありがとうございます。

連合長を補佐しながらこの組織がうまく機能するように一生懸命努力しますのでよろしくご指導をお願いいたします。

大変ありがとうございました。

日程第 1 1 議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか 10 件の条例を制定する専決処分について承認を求める件から
日程第 1 5 議案第 5 号 平成 1 8 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分について承認を求める件まで

議長（橋本五郎） 次に、日程第 1 1、議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか 10 件の条例を制定する専決処分について承認を求める件から日程第 1 5、議案第 5 号平成 1 8 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分について承認を求める件までは関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

事務局長（最上徹） 議案第 1 号から第 5 号まで、専決処分の承認を求める件につきまして、一括してご説明いたします。

これは、平成 1 9 年 2 月 1 日に広域連合の設立が許可されたことに伴い、当面必要なものとして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分した条例等を、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書の 1 ページでございます。

議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか 10 件の条例を制定する専決処分について承認を求める件であります。休日を定める条例、公告式条例など 1 1 本につきまして、広域連合設立時に制定する必要があったため、専決処分したものであります。

5 1 ページでございます。

議案第2号 公平委員会の事務を秋田県に委託する協議に関する専決処分について承認を求める件ですが、公平委員会に関する事務について、秋田県に委託するものであります。発足と同時に規約を定め、協議する必要があったため、専決処分したものであります。

55ページでございます。

議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関を指定する専決処分について承認を求める件であります。地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関として、株式会社秋田銀行の指定を専決処分したものであります。

59ページでございます。

議案第4号 秋田県市町村総合事務組合に加入する協議に関する専決処分についてであります。議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するため、秋田県市町村総合事務組合へ加入することについて専決処分したものであります。

67ページでございます。

議案第5号 平成18年度 秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分について承認を求める件であります。これは、平成19年2月1日から平成19年3月31日までの2か月間の予算であり、一般会計の予算額は、歳入歳出それぞれ4千611万7千円となっております。

平成19年2月1日から予算を執行する必要があったことから、専決処分したものであります。

以上で議案第1号から第5号までの説明を終わりますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎） それでは、各議案に対する質疑を行います。

質疑は、議案第1号から議案第4号につきましては、県内自治体の条例及び協議等と同様の内容でありますので、先ず、議案第1号から議案第4号を一括して行い、次に、議案第5号を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第4号を一括して質疑を行い、次に、議案第5号の質疑を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第1号から議案第4号までの質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第1号から議案第4号に対する質疑を終了いたします。

次に、議案第5号に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第5号に対する質疑を終了いたします。

これより各議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか10件の条例を制定する専決処分について承認を求める件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号公平委員会の事務を秋田県に委託する協議に関する専決処分について承認を求める件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関を指定する専決処分について承認を求める件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号秋田県市町村総合事務組合に加入する協議に関する専決処分について承認を求める件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号平成18年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分について承認を求める件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、1時50分まで、10分間、休憩いたします。

議会運営委員会の報告

議長（橋本五郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議会運営委員会において、委員長に佐藤峯夫議員、また副委員長に斉藤議員が選任されましたので、ご報告いたします。

日程第 1 6 議案第 6 号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例を制定する件から

日程第 2 6 議案第 1 6 号 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する件まで

議長（橋本五郎） 次に、日程第 1 6、議案第 6 号秋田県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例を制定する件から日程第 2 6、議案第 1 6 号秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する件までは関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

事務局長（最上徹） 議案第 6 号から第 1 6 号まで一括してご説明いたします。

8 3 ページでございます。

議案第 6 号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例を制定する件についてありますが、地方自治法第 1 0 2 条第 2 項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定めるものであり、年 2 回とするものであります。

8 7 ページでございます。

議案第 7 号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例を制定する件についてありますが、地方公務員法第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものであります。

9 1 ページでございます。

議案第 8 号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を制定する件についてありますが、地方公務員法第 2 9 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものであります。

9 5 ページでございます。

議案第 9 号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する件についてありますが、地方公務員法第 3 5 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものであります。

9 9 ページでございます。

議案第 1 0 号、秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例を制定する件についてありますが、地方公務員法第 2 4 条第 6 項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合の派遣職員に支

給する手当に関して必要な事項を定めるものであります。広域連合が、派遣職員に支給する手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当とするものであります。この手当を除く給与は、派遣元市町村から支給し、年度末に精算を行うこととしております。

107ページでございます。

議案第11号、秋田県後期高齢者医療広域連合の財政報告書の作成及び公表に関する条例を制定する件についてであります。この条例は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づく財政報告書の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものであり、毎年6月と12月に公表するものであります。

111ページでございます。

議案第12号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を制定する件についてであります。地方自治法第96条第1項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるものであります。

115ページでございます。

議案第13号、秋田県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例を制定する件についてであります。法令又は他の条例に別に定めがある場合を除くほか、秋田県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し必要な事項を定めるものであります。

121ページでございます。

議案第14号、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例を制定する件についてであります。広域連合が保有する行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定め、住民参加の公正で開かれた行政を一層推進することに関し、必要な事項を定めるものであります。

135ページでございます。

議案第15号、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を制定する件についてであります。広域連合が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて、必要な事項を定めるものであります。

155ページでございます。

議案第16号、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する件についてであります。秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用を図るため、情報公開・個人情報保護審査会の設置に関し、必要な事項を定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（橋本五郎） それでは、各議案に対する質疑を行います。

議案第6号から議案第16号につきましては、組織としての基本的な条例を定めようとするものでありますので、質疑は一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号から議案第16号までを一括して質疑を行います。

それでは、議案第6号から議案第16号までの質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

議長（橋本五郎） 18番、加賀屋議員。

18番（加賀屋千鶴子） 議案第6号についてお伺いしたいと思いますが、これは定例会の回数を2回とするということですが、先ほど連合長の説明にもありましたように、この制度は被保険者に必要な医療

給付や保険給付を行うことと安定的な保険財政運営を図ることを三つの課題の中の一つに上げております。実際に新たな制度にあたり後期高齢者の医療の要求を実現していくということをこの議会で審議をしていくということになります。この立場に立って考えてみたときに、2回というのはあまりにも少ない回数ではないかと考えます。午前中の協議会の説明にありましたように、このあと具体的な事業を進めていくときは、実務担当者との協議をした上で、その後、議会で承認していく形になると説明がありましたが、実質そうなりますと追認をする形になってしまう懸念があると私は感じました。ですから議会の回数をもっと増やすべきでないかと感じましたが、この点についての見解と、もう一つ、使用する高齢者の方々の意見が反映されるという組織をつくるということも必要ではないかと思えます。国保などでは協議会ありますし、実際の重要な条例を議論する前には市民の皆さんから参加をいただいて公聴会などを開くとか、そのようなことも必要ではないかと思えますが、この点についての見解と考えを伺いたいと思えます。

議長（橋本五郎） 答弁を求めます。事務局長。

事務局長（最上徹） 只今、加賀屋議員からご質問のありました広域連合議会の定例会の回数についてでございますが、条例の方では只今、説明いたしましたとおり2回と決めております。加賀屋議員からお話ございましたが、この他定例的に自治体の皆様との協議も当然開催して参りますし、広域連合議会におきましても必要に応じまして、全員協議会のような形で開くこともあるのではないかと現在のところ考えております。

それから二つ目の利用する皆様の意見を反映する組織をつくるべきではないかとお考えでございますが、今日現在まだそのような組織は立ち上がっていないわけでございますが、平成20年度以降、実際保険料が決定いたしまして様々な実務的なことが、加入する皆様に反映される場合におきましては、当然、そのような方たちの意見が反映できるような何らかの組織を検討していかなければいけないと考えております。よろしく願いいたします。

議長（橋本五郎） 18番よろしいですか。ほかになければ、これをもって、議案第6号から議案第16号に対する質疑を終了いたします。

これより各議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第6号秋田県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を制定する

件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。
議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。
議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。
議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号秋田県後期高齢者医療広域連合の財政報告書の作成及び公表に関する条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。
議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第12号秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。
議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号秋田県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。
議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第14号秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例を制定する件に対する討論に入ります。
討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。
議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第15号、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。
議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第16号秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。
議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第17号 平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件

議長（橋本五郎） 次に、日程第27、議案第17号、平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

事務局長（最上徹） 議案第17号、平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案書の161ページをご覧ください。

第1条ですが、一般会計の予算額は、歳入歳出それぞれ3億7千万円となっております。

第2条の一時借入金の最高額は、1千万円です。

第3条の歳出予算の流用できる場合は、人件費等の同一款内での流用です。

162ページの第1表をご覧ください。

歳入より順にご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は、3億6,999万5千円となっております。

事務経費と派遣職員人件費は、関係市町村より均等割10%、人口割50%、後期高齢者人口割40%の規約に基づいた割合でご負担いただくものでございます。

2款国庫支出金は、1千円となっております。

国から具体的な補助金要綱が示されていないため存置としております。

3款県支出金は、1千円の存置としております。

4款繰越金は、1千円の存置としております。

5款諸収入は、預金利子1千円及び雑入1千円の存置としており、歳入合計3億7千万円です。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

1款議会費は、178万4千円となっております。

議員報酬、費用弁償及び会議開催経費を計上しております。

2款総務費は、2億1,633万6千円となっております。

1項総務管理費は、2億1,579万2千円で、事務局運営経費等を計上しております。

2項選挙費は、12万5千円で選挙管理委員報酬及び事務経費、3項監査委員費は、41万9千円で、監査委員報酬及び事務経費を計上しております。

3款民生費は、1億4,968万円となっております。

広域連合電算処理システムに係る賃借料及び委託料を計上しております。

4款公債費は、20万円、5款予備費は200万円となっており、歳出合計3億7千万円です。

以上、平成19年度当初予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎） それでは、議案第17号に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第17号に対する質疑を終了し、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了し、採決いたします。議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 選挙管理委員及び同補充員の選挙

議長（橋本五郎） 次に、日程第28、秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

始めに、選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員には、古谷隆一君、山口永俊君、高橋貞一君、小林修二君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました4名を、秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました4名が、選挙管理委員に当選されました。

次に、秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員を指名いたします。

なお、補充の順序につきましては、指名の順序によって定めたいと思います。

選挙管理委員の補充員には、大塚隆一君、三國傳正君、坂内弘君、武石新太郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました4名を、秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の当選人と定め、補充の順序は、指名の順序のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました4名が、選挙管理委員の補充員に当選され、補充の順序は、指名の順序のとおりと決定されました。

日程第29 同意案件第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

議長（橋本五郎） 次に、日程第29、同意案件第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、藤原議員の退場を求めます。

【14番 藤原幸作議員 退場】

議長（橋本五郎） 監査委員を選任することについて、広域連合長の説明を求めます。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

広域連合長（佐竹敬久） 同意案件第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を説明申し上げます。

本広域連合が平成19年2月1日に設立されたことに伴い、監査委員に桂田晋氏を、また、議員のうち

から選任する監査委員に藤原幸作氏を選任いたしたく、本広域連合規約の定めるところにより、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎） お諮りいたします。同意案件第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求め、直ちに採決することにいたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

藤原議員の入場を求めます。

【18番 藤原幸作議員 入場 着席】

議長（橋本五郎） ここで、5分間、休憩いたします。

【午後2時20分休憩 ・ 午後2時23分開議】

追加日程第30 閉会中調査の件

議長（橋本五郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第30、閉会中調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付してございます申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（橋本五郎） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

議長（橋本五郎） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので発言を許します。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

広域連合長（佐竹敬久） 本広域連合設立後の初議会となります本日の臨時議会には、組織としての基本的な条例案をはじめ、多くの案件を提出いたしました。いずれにつきましても適切にご決定をいただき、ありがとうございました。

今後も本広域連合設立の目的を達成するため、全職員を挙げて努力してまいり所存でありますので、議

員各位のなお一層のご協力をお願い申し上げ、閉会のあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

議長（橋本五郎） これで、平成19年3月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時25分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 橋 本 五 郎

秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 柳 田 弘

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 小 畑 元

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 阿 部 栄 悦